

様式第 4 号 (第 3 条関係)

26 西 選 第 209 号  
平成 26 年 9 月 2 日

## 公 文 書 不 開 示 決 定 通 知 書

様

西 東 京 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 西 村 誠



平成 26 年 8 月 22 日 付 け で 受 理 し た 公 文 書 の 開 示 請 求 に 対 し て、西 東 京 市 情 報 公 開 条 例 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 開 示 し な い こ と を 決 定 し た の で 通 知 し ま す。

公文書の開示の可否を決定した日	平成 26 年 9 月 2 日
公文書の件名又は内容	平成 25 年 7 月 21 日 執 行 参議院議員選挙東京都選出選挙投票用紙
開示しない理由	西 東 京 市 情 報 公 開 条 例 第 7 条 第 1 号、同 条 第 2 号 及 び 同 条 第 6 号 に 該 当 (理由) 公職選挙法第 71 条 及 び 公 職 選 挙 法 施 行 令 第 76 条 で 投 票 用 紙 は 封 印 の 上 保 存 す る こ と が 規 定 さ れ て お り、裁 判 等 で 職 権 に よ る 請 求 が あ っ た と き 以 外 は 開 示 い た し ま せ ン。 ま た 同 法 52 条 に は 投 票 の 秘 密 保 持 が 規 定 さ れ て お り、筆 跡 等 で 個 人 が 特 定 さ れ る 可 能 性 が あ り、法 を 侵 し か ね ま せ ン。さ ら に 開 示 に よ り、投 票 の 秘 密 が 侵 さ れ る と 今 後 の 選 挙 に も 影 響 を 及 ぼ す お そ れ が あ り ま す。
西 東 京 市 情 報 公 開 条 例 第 11 条 第 5 項 の 規 定 に 該 当 す る 場 合 の 公 文 書 の 開 示 を す る こ と が で き る 時 期	年 月 日
事務担当部課	西 東 京 市 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 (電 話 042-438-4090)

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、西 東 京 市 選 挙 管 理 委 員 会 に 対 し て 異 議 申 立 て を す る こ と が で き ま す (な お、こ の 決 定 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 60 日 以 内 で あ っ て も、こ の 決 定 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 す る と 異 議 申 立 て を す る こ と が で き な く な り ま す。 )。

※ この決定については、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は西東京市選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



西東京市選挙管理委員会

<p>（Faint text, likely a header or title)</p>	<p>（Faint text, likely a header or title)</p>
<p>平成20年9月2日</p>	<p>（Faint text)</p>
<p>（Faint text)</p>	<p>（Faint text)</p>
<p>（Faint text)</p>	<p>（Faint text)</p>
<p>日 月 年</p>	<p>（Faint text)</p>
<p>（Faint text)</p>	<p>（Faint text)</p>

（Faint text at the bottom of the page, likely a footer or additional notes)